

誓約書兼同意書

私は、浦臼町住宅取得応援助成金等を交付申請するにあたり、以下のことを誓約いたします。

なお、浦臼町定住促進住宅取得応援条例第10条第1項に該当することになったときは、規定に基づき助成金等の全部又は一部を返還します。

- 1 浦臼町の町民として、10年以上居住すること
- 2 申請者及び世帯員に暴力団員（浦臼町暴力団排除条例（平成24年浦臼町条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）がないこと
- 3 取得した住宅が同一世帯員の2親等以内の親族から取得した住宅ではないこと
- 4 取得した住宅が昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震性能が十分ではない可能性があることを承知し居住すること

私は、浦臼町住宅取得応援助成金等の交付決定を受けた場合には、当該交付決定日から起算して10年以内は、次の情報について、町が保有する公簿等により町の職員が確認することに同意します。

1 住民登録情報

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

（氏名欄は自署してください。）

【参考】（浦臼町定住促進住宅取得応援条例第10条第1項 抜粋）

（助成金等の返還）

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、当該助成金等の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1）受給者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- （2）住居に入居した日から10年を満了す以前に転居し、又は住宅の所有権移転若しくは賃貸等を行ったとき。
- （3）その他町長が適当でないと認めたとき。